

報告第 1 1 号

令和 7 年第 5 回福津市議会 6 月定例会への上程議案のうち教育予算（令和 7 年度福津市一般会計補正予算（第 1 号））に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、令和 7 年第 5 回福津市議会 6 月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成 1 7 年福津市教育委員会規則第 7 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 5 月 2 6 日に教育長により臨時に代理したので、同条第 2 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 0 日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄） （臨時代理）

第 6 条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第 2 条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） （教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

臨時代理書

令和7年第5回福津市議会6月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和7年 5月26日

福津市教育委員会

教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

令和7年第5回福津市議会6月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和7年第5回福津市議会6月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

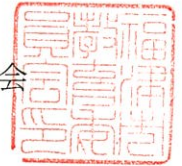
これが、臨時に代理する理由である。

7 福教総第 1 3 7 号

令和 7 年 5 月 2 6 日

福津市長 福井 崇郎 様

福津市教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく
意見について（回答）

令和 7 年 5 月 2 2 日付 7 福総第 1 7 0 号文書で照会のありました、令和 7 年
第 5 回福津市議会 6 月定例会に提出が予定されている下記の議案につきまして
は、異議がない旨を回答いたします。

記

- ・ 令和 7 年度福津市一般会計補正予算（第 1 号）について



7 福総第 170 号
令和 7 年 5 月 22 日

福岡市教育委員会 様

福岡市長 福 井 崇 郎



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく
意見の照会について

令和 7 年第 5 回福岡市議会 6 月定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、意見を求めます。

記

- ・ 令和 7 年度福岡市一般会計補正予算（第 1 号）について

報告第12号

令和7年第5回福津市議会6月定例会への上程議案のうち教育予算（継続費繰越計算書の報告）に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和7年第5回福津市議会6月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和7年5月26日に教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和7年6月20日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄） （臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） （教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

臨時代理書

令和7年第5回福津市議会6月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和7年 5月26日

福津市教育委員会

教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

令和7年第5回福津市議会6月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和7年第5回福津市議会6月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

これが、臨時に代理する理由である。

7 福教総第 1 3 8 号

令和 7 年 5 月 2 6 日

福津市長 福井 崇郎 様

福津市教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく
意見について（回答）

令和 7 年 5 月 2 2 日付 7 福総第 1 7 1 号文書で照会のありました、令和 7 年
第 5 回福津市議会 6 月定例会に提出が予定されている下記の議案につきまして
は、異議がない旨を回答いたします。

記

- ・ 継続費繰越計算書の報告について



7 福総第 171 号
令和 7 年 5 月 22 日

福津市教育委員会 様

福津市長 福 井 崇 郎



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく
意見の照会について

令和 7 年第 5 回福津市議会 6 月定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、意見を求めます。

記

- ・ 継続費繰越計算書の報告について

報告第13号

令和7年第5回福津市議会6月定例会への上程議案のうち教育予算（繰越明許費繰越計算書の報告）に係る意見の申出について臨時代理した件の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和7年第5回福津市議会6月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行うことについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和7年5月26日に教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和7年6月20日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄） （臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） （教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

臨時代理書

令和7年第5回福津市議会6月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和7年 5月26日

福津市教育委員会

教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

令和7年第5回福津市議会6月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見を求められたことについて、異議のない旨回答する。

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和7年第5回福津市議会6月定例会に提出が予定されている議案のうち、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について定める部分に対する意見の照会があったことに伴い、回答を行う必要がある。

これが、臨時に代理する理由である。

7 福教総第 1 3 9 号

令和 7 年 5 月 2 6 日

福津市長 福井 崇郎 様

福津市教育委員会



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づく
意見について（回答）

令和 7 年 5 月 2 2 日付 7 福総第 1 7 2 号文書で照会のありました、令和 7 年
第 5 回福津市議会 6 月定例会に提出が予定されている下記の議案につきまして
は、異議がない旨を回答いたします。

記

- ・繰越明許費繰越計算書の報告について



7 福総第 172 号
令和 7 年 5 月 22 日

福津市教育委員会 様

福津市長 福 井 崇 郎



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく
意見の照会について

令和 7 年第 5 回福津市議会 6 月定例会に提出を予定している下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、意見を求めます。

記

- ・繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第14号

令和7年度教務主任等の氏名の変更について臨時代理した件の承認について

福津市立小中学校管理規則（平成17年福津市教育委員会規則第9号）第17条の規定に基づいた、令和7年度福津市立学校の教務主任等の氏名を変更することについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和7年5月23日教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和7年6月20日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市教育委員会事務委任規則（抄）
（臨時代理）

第6条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、第2条に掲げる事項について臨時に代理することができる。

2 前項の規定により臨時に代理したときは、教育委員会にこれを報告し、承認を受けなければならない。

○福津市立小中学校管理規則（抄）
（教務主任等）

第17条 学校には、特別の事情があるときを除き、次の各号の表の左欄に掲げる主任等を置くものとし、その職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

（1） 小学校

教務主任	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項につ
------	--------------------------------

	いて連絡調整及び指導、助言に当たる。
学年主任	校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
研究主任	校長の監督を受け、校内研究の推進に当たる。
保健主事	校長の監督を受け、保健に関する事項の管理に当たる。
司書教諭	校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

(2) 中学校

教務主任	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
学年主任	校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
研究主任	校長の監督を受け、校内研究の推進に当たる。
保健主事	校長の監督を受け、保健に関する事項の管理に当たる。
生徒指導主事	校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
進路指導主事	校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
司書教諭	校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の主任等(研究主任及び司書教諭を除く。以下この項において同じ。)の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、それぞれ当該主任等を置かないことができる。
- 3 教務主任、学年主任、研究主任、生徒指導主事及び進路指導主事は、指導教諭又は教諭をもって、これに充てる。
- 4 保健主事は、指導教諭、教諭又は養護教諭をもって、これに充てる。
- 5 司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は教諭をもって、これに充てる。
- 6 第1項に規定する主任等にあつては、当該学校の校長の意見を聴いて教育委員会が命ずる。
- 7 校長は、第1項に規定する主任等のほか、必要に応じ、当該学校の職員に、校務を分担する主任等を命ずることができる。この場合、校長は当該主任等の職名、職務内容及び命じた職員の氏名を教育委員会に報告しなければならない。

臨時代理書

令和7年度教務主任等の任命について、氏名に誤りがあり、変更する必要が生じた。緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき臨時に代理する。

令和7年5月23日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

令和7年度教務主任等の氏名の変更

学校名	職名	年度	内容	変更前	変更後
福間南小学校	教諭	令和7年度	司書教諭	石田 華南美	川上 泰禎

辞令交付日

令和7年4月1日

令和7年度教務主任等辞令台帳(福津市立小中学校管理規則第17条関係)

	学校名	職名	氏名	年度	内容
1	神興小学校	教諭	鬼木 法子	令和7年度	研究主任
2	神興小学校	教諭	田中 瑛里	令和7年度	保健主事
3	神興小学校	教諭	末並 沙智子	令和7年度	司書教諭
4	上西郷小学校	教諭	橋詰 泉美	令和7年度	研究主任
5	上西郷小学校	教諭	大浦 茉耶	令和7年度	保健主事
6	福間小学校	教諭	青木 香代	令和7年度	第1学年主任
7	福間小学校	教諭	有川 伊代	令和7年度	第2学年主任
8	福間小学校	教諭	松岡 春香	令和7年度	第3学年主任
9	福間小学校	教諭	浅井 優平	令和7年度	第4学年主任
10	福間小学校	教諭	川原 さなえ	令和7年度	第5学年主任
11	福間小学校	教諭	吉廣 知恵	令和7年度	第6学年主任
12	福間小学校	教諭	井芹 慎吾	令和7年度	研究主任
13	福間小学校	教諭	高木 裕輝	令和7年度	保健主事
14	福間小学校	教諭	山口 樹	令和7年度	司書教諭
15	神興東小学校	教諭	梶島 絵梨	令和7年度	第2学年主任
16	神興東小学校	教諭	梶原 香織	令和7年度	第5学年主任
17	神興東小学校	教諭	武 飛鳥	令和7年度	研究主任
18	神興東小学校	教諭	荒瀬 太郎	令和7年度	保健主事
19	神興東小学校	教諭	岡崎 美樹	令和7年度	司書教諭
20	福間南小学校	教諭	永田 美緒	令和7年度	第1学年主任
21	福間南小学校	教諭	山口 奈津子	令和7年度	第2学年主任
22	福間南小学校	教諭	河村 涼子	令和7年度	第3学年主任
23	福間南小学校	教諭	岩永 博樹	令和7年度	第4学年主任
24	福間南小学校	教諭	益永 優子	令和7年度	第5学年主任
25	福間南小学校	教諭	秦 修一郎	令和7年度	第6学年主任
26	福間南小学校	教諭	岩崎 史崇	令和7年度	研究主任
27	福間南小学校	教諭	辻 直人	令和7年度	保健主事
28	福間南小学校	教諭	川上 泰禎	令和7年度	司書教諭
29	津屋崎小学校	教諭	堀内 あや	令和7年度	第1学年主任
30	津屋崎小学校	教諭	田中 喬之	令和7年度	第2学年主任
31	津屋崎小学校	教諭	粕谷 朋美	令和7年度	第3学年主任
32	津屋崎小学校	教諭	森田 佳子	令和7年度	第4学年主任
33	津屋崎小学校	教諭	木村 郁代	令和7年度	第5学年主任
34	津屋崎小学校	教諭	豊田 あずさ	令和7年度	第6学年主任

令和7年度教務主任等辞令台帳(福津市立小中学校管理規則第17条関係)

	学校名	職名	氏名	年度	内容
35	津屋崎小学校	教諭	下田 華愛	令和7年度	研究主任
36	津屋崎小学校	教諭	松尾 淳子	令和7年度	保健主事
37	津屋崎小学校	教諭	樺島 夢子	令和7年度	司書教諭
38	勝浦小学校	教諭	平木 美子	令和7年度	研究主任
39	勝浦小学校	養護教諭	秋吉 恭子	令和7年度	保健主事
40	福間中学校	教諭	新本 秀樹	令和7年度	第1学年主任
41	福間中学校	教諭	千原 功大	令和7年度	第2学年主任
42	福間中学校	教諭	祝迫 純美	令和7年度	第3学年主任
43	福間中学校	教諭	陣内 良輔	令和7年度	研究主任
44	福間中学校	教諭	増永 春	令和7年度	生徒指導主事
45	福間中学校	教諭	山脇 泰季	令和7年度	進路指導主事
46	福間中学校	教諭	松山 智乃助	令和7年度	保健主事
47	福間中学校	教諭	柴田 麻衣	令和7年度	司書教諭
48	福間中学校	教諭	木原 一範	令和7年度	専任補導教員
49	福間東中学校	教諭	松尾 輝将	令和7年度	第1学年主任
50	福間東中学校	教諭	高橋 さなえ	令和7年度	第2学年主任
51	福間東中学校	教諭	山根 奈緒	令和7年度	第3学年主任
52	福間東中学校	教諭	大原 雅也	令和7年度	研究主任
53	福間東中学校	教諭	豊福 峻央	令和7年度	生徒指導主事
54	福間東中学校	教諭	前田 峰子	令和7年度	進路指導主事
55	福間東中学校	教諭	林 亜希子	令和7年度	保健主事
56	福間東中学校	教諭	安部 亜美	令和7年度	司書教諭
57	津屋崎中学校	教諭	古家 寛也	令和7年度	第1学年主任
58	津屋崎中学校	教諭	西田 美奈子	令和7年度	第2学年主任
59	津屋崎中学校	教諭	渡邊 雅之	令和7年度	第3学年主任
60	津屋崎中学校	教諭	立花 建人	令和7年度	研究主任
61	津屋崎中学校	教諭	吉屋 和希	令和7年度	生徒指導主事
62	津屋崎中学校	教諭	山下 進也	令和7年度	進路指導主事
63	津屋崎中学校	教諭	田中 克明	令和7年度	保健主事
64	津屋崎中学校	教諭	西田 美奈子	令和7年度	司書教諭

報告第15号

令和7年度福津市学校運営協議会委員の解任及び任命について臨時代理した件の承認について

福津市学校運営協議会規則（平成18年福津市教育委員会規則第8号）第4条及び第5条の規定に基づき、令和7年度学校運営協議会委員を解任及び任命することについて、特に緊急を要し、教育委員会を開催する時間的余裕がないため、福津市教育委員会事務委任規則（平成17年福津市教育委員会規則第7号）第6条第1項の規定に基づき、令和7年5月23日教育長により臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和7年6月20日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

参 考

○福津市学校運営協議会規則（抄）

（設置）

第4条 福津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校ごとに協議会を設置する。

（委員の任命等）

第5条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- （1） 対象学校の所在する地域の住民
- （2） 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- （3） 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- （4） 対象学校の校長
- （5） 学識経験者
- （6） 関係行政機関の職員

(7) その他教育委員会が必要と認める者

- 2 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。
- 3 委員の定数は、各協議会につき15人以内で、教育委員会が対象学校の校長と協議して定める。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。
- 4 対象学校の校長は、第1項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

臨時代理書

令和 7 年度福津市学校運営協議会委員の任命について、緊急を要し、かつ教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないので、福津市教育委員会事務委任規則（平成 1 7 年福津市教育委員会規則第 7 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき臨時に代理する。

令和 7 年 5 月 2 3 日

福津市教育委員会

教育長 薄 俊 哉

臨時代理の内容

令和 7 年度福津市学校運営協議会委員の解任及び任命について
（別紙のとおり）

理由

福津市学校運営協議会規則（平成 1 8 年福津市教育委員会規則第 8 号）第 5 条の規定に基づき設置された学校運営協議会委員のうち、1 名の委員から辞退の申し出があったため、解任する。

また、学校運営協議会の発展的な運営のため委員を新たに任命する必要がある。

これが、臨時に代理する理由である。

令和7年度 学校運営協議会委員名簿（福津市立福間小学校）

解任する者（任期：令和7年5月1日から令和7年5月22日まで）

選出	区分	氏 名	フリガナ	団体名	職名
7	2号 保護者	亀川 真実	カメガワ マミ		

任命する者（任期：令和7年5月23日から令和8年3月31日まで）

選出	区分	氏 名	フリガナ	団体名	職名
7	2号 保護者	亀川 貴史	カメガワ タカシ	福間小学校父母教師会	副会長

【参考】任命済みの者（任期：令和7年5月1日から令和8年3月31日まで）

No.	選出	区分	氏 名	フリガナ	団体名	職名
1	1号	地域住民	岡田 和憲	オカダ カズノリ	ふくま郷づくりの会	会長
2	1号	地域住民	井上 美由紀	イノウエ ミユキ	福津市商工会女性部	筆頭副部長
3	1号	地域住民	樽谷 将仁	クレタニ マサト	ふくま郷づくりの会	副会長
4	1号	地域住民	中嶋 敏郎	ナカシマ トシロウ	集いの場「みどり」	管理者
5	2号	保護者	深田 美帆	フカダ ミホ	福間小学校父母教師会	副会長
6	2号	保護者	眞鍋 明子	マナベ アキコ	福間小学校父母教師会	会長
8	3号	地域学校協働活動推進員	山口 恵美	ヤマグチ エミ	福間小学校地域学校協働本部	地域学校協働活動推進員
9	3号	地域学校協働活動推進員	岩熊 佐予可	イワクマ サヨカ	福間小学校地域学校協働本部	地域学校協働活動推進員
10	4号	校長	安河内 友美	ヤスコウチ ユミ	福間小学校	校長
11	5号	学識経験者	木下 伸生	キノシタ ノブオ	福岡教育大学教職大学院	特任教授
12	6号	行政機関の職員	芹野 文彦	セリノ フミヒコ	福津市教育委員会	郷育推進課長
13	7号	教育委員会が必要と認める者	西原 礼子	ニシハラ レイコ	大和保育所	園長
14	7号	教育委員会が必要と認める者	藤岡 太郎	フジオカ タロウ	福間中学校	教頭

新設小学校開校準備委員会委員の委嘱について

別紙の者を新設小学校開校準備委員会委員に委嘱する。

令和 7 年 5 月 21 日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

新設小学校の開校準備を円滑に推進するため、新設小学校開校準備委員会設置要綱（令和 7 年福津市教育委員会告示第 1 号）第 3 条及び第 4 条に基づき委員を委嘱する。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○新設小学校開校準備委員会設置要綱（抄）

（組織）

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者から教育長が委嘱する 15 人以内の委員で組織する。

- （1） 新設校に関わる学校に通学する児童の保護者
- （2） 新設校に関わる自治会代表者
- （3） 新設校に関わる学校の教職員
- （4） その他教育委員会が必要と認めた者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、新設校開校までの期間とする。ただし、当該委員が特定の地位又はその当該職等に該当しなくなったときは、必要に応じて当該職に当たるものを委員とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第 28 号

福津市学校給食委員会委員の委嘱について

別紙の者を福津市学校給食委員会委員に委嘱する。

令和 7 年 6 月 20 日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

福津市学校給食委員会規則（平成 17 年福津市教育委員会規則第 32 号）第 3 条の規定に基づき、福津市学校給食委員会委員を委嘱する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○福津市学校給食委員会規則（抄）

（組織）

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する 15 人以内の委員で組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

- （1） 福津市立小中学校の学校長、学校給食担当教諭、養護教諭、栄養教諭及び学校栄養職員の代表
- （2） 福津市立小中学校の保護者（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者をいう。）の代表
- （3） 福津市学校給食会の代表
- （4） 福津市共同調理場運営委員会の代表
- （5） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員会の委員の任期は 1 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会は、委員が職務の遂行に支障があると認めるとき又は委員たるにふさわしくないと認めるときは、任期内でもこれを解嘱することができる。

福津市学校給食委員会委員名簿(案)

任期:令和7年7月1日～令和8年3月31日

区分		氏名	備考
1号	市立小中学校の学校長代表	ヨシヅミ ミヅコ 吉住 美津子	福間中学校 校長
1号	市立小中学校の学校給食担当 教諭の代表	ツル シンヤ 都留 伸哉	福間南小学校 教諭
1号	市立小中学校の栄養教諭及び 学校栄養職員の代表	ミヤザキ リョウコ 宮崎 涼子	福間中学校 栄養教諭
1号	市立小中学校の栄養教諭及び 学校栄養職員の代表	オカノ アキコ 岡野 亜希子	福間南小学校 栄養教諭
1号	市立小中学校の養護教諭の代表	モトミズ アキコ 本水 章子	津屋崎中学校 養護教諭
2号	市立小中学校の保護者代表	フカダ ミホ 深田 美帆	神興小学校 保護者
2号	市立小中学校の保護者代表	ニシノ リョウ 西野 涼	福間南小学校 保護者
2号	市立小中学校の保護者代表	カンダ アユミ 神田 亜由美	津屋崎中学校 保護者
3号	福津市学校給食会の代表	コンドウ ヒロミ 近藤 浩美	上西郷小学校 校長
4号	福津市共同調理場運営委員会 の代表	クニヒロ シンヤ 國廣 信弥	勝浦小学校 校長
5号	教育委員会が必要と認める者	ムラヤマ コウイチロウ 村山 耕一郎	神興東小学校 教頭
5号	教育委員会が必要と認める者	タナカ コウタ 田中 弘太	津屋崎小学校 教頭

議案第 29 号

福津市学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について

別紙の者を福津市学校給食共同調理場運営委員会委員に委嘱する。

令和 7 年 6 月 20 日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

福津市学校給食共同調理場運営委員会規則（平成 17 年福津市教育委員会規則第 33 号）第 3 条の規定に基づき、福津市学校給食共同調理場運営委員会委員を委嘱する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○福津市学校給食共同調理場運営委員会規則（抄）

（組織）

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する 10 人以内の委員で組織する。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 3 未満であってはならない。

- （1） 福津市立小中学校の学校長
- （2） 前号に掲げる学校の保護者（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者をいう。）の代表

- （3） 前 2 号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員会の委員の任期は 1 年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会は、委員が職務の遂行に支障があると認めるとき又は委員たるにふさわしくないと認めるときは、任期内でもこれを解嘱することができる。

福津市学校給食共同調理場運営委員会委員名簿（案）

任期：令和7年7月1日～令和8年3月31日

区 分	氏 名	性別	備 考
小学校校長	にしだ たけのぶ 西田 剛信	男	津屋崎小学校
小学校校長	くにひろ しんや 國廣 信弥	男	勝浦小学校
小学校校長	やすこうち ゆみ 安河内 友美	女	福間小学校
中学校校長	しらつち しんじろう 白土 真二郎	男	津屋崎中学校
保護者	よしむら あきこ 吉村 晶子	女	津屋崎小学校
保護者	やまじ のぶえ 山道 喜恵	女	勝浦小学校
保護者	かんだ あゆみ 神田 亜由美	女	津屋崎中学校

議案第30号

令和7年度福津市学校運営協議会委員の任命について

別紙の者を学校運営協議会委員に任命する。

令和7年6月20日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

福津市学校運営協議会規則（平成18年福津市教育委員会規則第8号）第4条及び第5条の規定に基づき、学校運営協議会委員を任命する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

参 考

○福津市学校運営協議会規則（抄）

（設置）

第4条 福津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校ごとに協議会を設置する。

（委員の任命等）

第5条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者について、教育委員会が任命する。

- （1） 対象学校の所在する地域の住民
- （2） 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- （3） 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- （4） 対象学校の校長
- （5） 学識経験者
- （6） 関係行政機関の職員
- （7） その他教育委員会が必要と認める者

- 2 委員は特別職の地方公務員の身分を有する。
- 3 委員の定数は、各協議会につき15人以内で、教育委員会が対象学校の校長と協議して定める。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の3未満であってはならない。
- 4 対象学校の校長は、第1項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

令和7年度 学校運営協議会委員名簿（案）（福津市立津屋崎小学校）

任命する者（任期：令和7年6月20日から令和8年3月31日まで）

No.	選出	区分	氏 名	フリガナ	団体名	職名
9	2号	保護者	金嶽 絵美	カネタケ エミ	津屋崎小学校 保護者	PTA学校連携代表

【参考】任命済みの者（任期：令和7年5月1日から令和8年3月31日まで）

No.	選出	区分	氏 名	フリガナ	団体名	職名
1	1号	地域住民	山口 剛	ヤマグチ ツヨシ	津屋崎地域郷づくり 推進協議会	安心安全 部会長
2	1号	地域住民	小林 洋子	コバヤシ ヨウコ	聖愛幼稚園	園長
3	1号	地域住民	寺嶋 輝次	テラシマ テルツグ	津屋崎地域郷づくり 推進協議会	子育て部会長
4	1号	地域住民	山川 隆昭	ヤマカワ タカアキ	宮司地区郷づくり 推進協議会	子供110番隊長
5	1号	地域住民	阿部 康英	アベ ヤスヒデ	宮司地区郷づくり 推進協議会	安心安全部会長
6	1号	地域住民	西田 明日香	ニシダ アスカ	中学校区住民	統括地域学校協働 活動推進委員
7	1号	地域住民	芹野 伊津美	セリノ イヅミ	子ども見守り隊	津屋崎見守り隊
8	2号	保護者	石村 絵里	イシムラ エリ	津屋崎小学校 保護者	PTA本部役員
10	3号	地域学校協働活動 推進員	上田 まゆみ	ウエダ マユミ	津屋崎小学校 住民	地域コーディネーター
11	4号	校長	西田 剛信	ニシダ タケノブ	津屋崎小学校	校長
12	5号	学識経験者	高瀬 竜一	タカセ リュウイチ	福岡教育大学教職大学院	教授
13	6号	行政機関の職員	佐々木 桃太郎	ササキ モモタロウ	福津市教育委員会	教育総務課長
14	7号	教育委員会が必要 と認める者	井上 伸和	イノウエ ノブカズ	津屋崎中学校	教頭

議案第 3 1 号

福津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正することについて

福津市立学校の通学区域に関する規則（平成 1 7 年福津市教育委員会規則第 1 0 号）は、次の理由により改正する必要があるので、別案のとおり、福津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を制定する。

令和 7 年 6 月 2 0 日

福津市教育委員会
教育長 薄 俊 哉

理 由

光陽台 1 区、光陽台 2 区、光陽台 3 区及び光陽台南区に、福間中学校又は福間東中学校への通学を選択できる校区選択制を導入するため、令和 7 年福津市教育委員会第 4 回定例会において、福津市立学校の通学区域に関する規則の一部改正を行った。

令和 8 年 4 月からの制度実施に向け、校区選択制の基本的な運用指針についても、同規則に追加して規定する必要があると判断したため。

これが、この議案を提出する理由である。

福津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
(令和7年6月20日福津市教育委員会規則第 号)

福津市立学校の通学区域に関する規則（平成17年福津市教育委員会規則10号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(通学すべき学校の選択)

第6条 別表第3に定める学校を選択できる学齢児童及び学齢生徒は、次に掲げるとおりとする。

(1) 別表第3に定める校区に住所を有する学齢児童で、翌年度4月1日から中学校に就学させるべき者

(2) 別表第3に定める校区に校区外から新たに住所を有することとなる学齢生徒

2 学校の選択は、前項に定める者の保護者が委員会へ届け出ることにより行うものとする。

3 前項の届出をしない場合、通学すべき学校は福間中学校とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

福津市立学校の通学区域に関する規則(平成17年福津市教育委員会規則第10号)新旧対照表

新	旧
(通学すべき学校の選択) <u>第6条</u> 別表第3に定める学校を選択できる学齢児童及び学齢生徒は、次に掲げるとおりとする。 <u>(1)</u> 別表第3に定める校区に住所を有する学齢児童で、翌年度4月1日から中学校に就学させるべき者 <u>(2)</u> 別表第3に定める校区に校区外から新たに住所を有することとなる学齢生徒 <u>2</u> 学校の選択は、前項に定める者の保護者が委員会へ届け出ることにより行うものとする。 <u>3</u> 前項の届出をしない場合、通学すべき学校は福間中学校とする。 (雑則) <u>第7条</u> この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。	(雑則) <u>第6条</u> この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

教育委員会スケジュール(実績)

月日	曜	事 項	時間	場所	委員	教育長
5月22日	木	福津市いじめ防止対策審議会	15:30	本館2階大会議室		○
5月23日	金	管内教育長会議	14:00	福岡教育事務所		○
		福岡地区学校給食会連合会代表委員会	15:00	吉塚合同庁舎		○
5月25日	日	福津市立小学校運動会	案内文書 のとおり	各小学校	○	○
5月26日	月	福津市立小学校運動会	案内文書 のとおり	各小学校	○	○
		庁議	9:00	庁議室		○
		宗像地区教育事務連絡協議会	15:30	宗像市役所		○
5月28日	水	宗像区中学校校務運営研究会総会	18:30	宗像市役所		○
5月29日	木	校長当初面談	10:30	教育長室		○
5月30日	金	水防協議会	15:00	別館1階大ホール		○
5月31日	土	津屋崎小学校運動会	案内文書 のとおり	津屋崎小学校	○	○
6月2日	月	福津市情報教育連絡協議会	15:00	別館2階会議室3		○
6月3日	火	校長当初面談	11:00	教育長室		○
6月4日	水	交通安全協議会総会	10:30	別館1階大ホール		○
		学校給食会	16:00	別館2階会議室3		○
6月5日	木	グランドデザイン説明会	13:30	ふくとぴあ	○	○
6月6日	金	議会開会	9:30	議場		○
6月13日	金	辞令交付式	8:30	市長室	農崎委員	○
		筑前地区中学校校長会懇親会	17:30	福岡リーセントホテル		○
6月16日	月	人権スポーツ教室	13:30	神興東小学校		○
6月19日	木	教育支援委員会	14:00	本館2階大会議室		○
6月20日	金	令和7年福津市教育委員会第6回定例会	9:30	本館2階大会議室	○	○

教育委員会スケジュール(予定)

月日	曜	事 項	時間	場所	委員	教育長
6月24日	火	管内教育長会議	14:00	オンライン		原尻理事
6月27日	金	庁議	13:00	庁議室		○
6月30日	月	議会最終日	9:30	議場		○
7月1日	火	街頭啓発運動	7:30	JR福岡駅前		○
7月5日	土	郷育カレッジ開講式	13:00	福津市中央公民館	○	宮原部長
7月7日	月	中学生スポーツ文化推進協議会	18:00	図書館2階 研修室1		○
7月8日	火	幼稚園訪問(神興幼稚園)	9:00	神興幼稚園	○	○
		文化財保護審議会	13:30	庁議室		○
7月11日	金	宗像地区人権・同和教育実践交流会	10:00	宗像市役所		○
7月14日	月	庁議	9:00	庁議室		○
7月16日	水	福岡地区不祥事防止対策推進委員会	15:30	福岡教育事務所		○
		管内教育長会議	16:00	福岡教育事務所		○
		ミヤジック高校生バンドバトル(1日目)	10:00	宮地嶽神社		○
7月21日	月	ミヤジック高校生バンドバトル(2日目)	10:00	宮地嶽神社		○
7月23日	水	令和7年福津市教育委員会第7回定例会	9:30	図書館2階 研修室1	○	○
7月25日	金	市教頭研修会	9:00	図書館2階 研修室1		○
		学校給食衛生管理に係る説明会(二部制)	10:00 13:30	福津市中央公民館		○
7月28日	月	庁議	9:00	庁議室		○
7月30日	水	部活動地域展開研修会	9:00	福津市中央公民館		○
7月31日	木	福津市学校給食会料理コンクール	9:00	ふくとぴあ		○

8月の教育委員会定例会は8月20日(水)9:30～の予定です。宜しくお願いします。